

## 第 18 回検討会

### 一各論「組織運営」に関する参考資料一

- 沖縄科学技術大学院大学学園法附則第 14 条に基づく  
検討に向けた OIST の取組等に関する評価の視点について  
(添付資料 1-1)
- 沖縄科学技術大学院大学学園法 附則第 14 条に基づく検討に向けた  
OIST の取組等に関する評価の視点について体系イメージ  
(添付資料 1-2)
- 関連条文等（組織運営） (添付資料 1-3)
- H30 年度内閣府委託調査報告書（抜粋） (添付資料 1-4)
  - 各大学の組織体制
  - （ガバナンスに関する評価軸の例）国立大学研究開発法人評価制度
- 各論「組織運営」に関する内閣府からの説明－補足資料（OIST 設  
立の主な経緯①） (添付資料 1-5)
  - 構想検討委員会の趣旨・メンバー等
  - 国際顧問会議の趣旨・メンバー等

## 沖縄科学技術大学院大学学園法附則第 14 条に基づく検討に向けた OIST の取組等に関する評価の視点について

平成 31 年 3 月

### I. 評価のあり方について

沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、平成 23 年の創設以来、世界最高水準の科学技術に関する教育研究を通じて「①沖縄の振興と自立的発展」、「②世界の科学技術の発展に資する」という目的のために、徐々に規模を拡大するとともに、すでに博士課程の修了生を輩出するなど、開学から 8 年目を迎え、更なる発展に向け取り組みを進めているところ。一方、沖縄科学技術大学院大学学園法（以下、「学園法」という。）附則 14 条に「国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、その検討に向けては OIST に対する総合的な評価が求められるところ。

そのため、昨年より、内閣府の沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会（以下、「OIST 検討会」という。）において、OIST の運営や取組を評価するための論点整理等を進めてきたところ。これまでの議論を踏まえ、今後の評価については、次の通りの方向で行うこととする。

第一に、学園法に規定されている目的を第一におきつつも、OIST が掲げるミッションステートメントの達成状況について、評価することを基本とする。第二に、その際には、これまでの日本にはない OIST の挑戦的な性格や創設から 10 年を迎えようとするとはいえ未だ成長過程にある点に十分に配慮し、OIST の世界最高水準、国際性、柔軟性等の特色を踏まえつつ、適切な国際的なベンチマーク等のデータやエビデンスを活用したできる限り客観的な評価を行うことを基本とする。第三に、個別の教育や研究については、原則として OIST 検討会が直接評価を行うのではなく OIST が行う自己評価等の適切性を第三者の立場から評価することを基本とする。

### II. 評価の視点について

これまでの議論を踏まえ、今後の OIST 検討会における評価の視点は次の通りとする。なお、来年度の OIST 検討会においては、原則として、この評価の視点ごとに、OIST の現状を確認し、議論を進めていく予定であるが、各論においては、視点に含まれる取組の相互関係、教育研究や沖縄の振興・自立的発展への貢献等、項目横断的な取組の間のシナジー効果にも留意し、議論の進展を踏まえ、必要に応じて、評価の視点にも反映することを検討する。

## 1. 組織運営

### 【評価の視点】

経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体制を構築し、機能しているかどうか。

## 2. 教育研究

### (1) 教育

#### ① 学生の獲得

### 【評価の視点】

国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。

#### ② 学生の養成

### 【評価の視点】

学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。

### (2) 研究

#### ① 研究実施体制

### 【評価の視点】

国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。

#### ② 研究の水準・成果等

### 【評価の視点】

世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。

#### ③ 学術連携

### 【評価の視点】

世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか。

## 3. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献

### (1) 教育研究

### 【評価の視点】

沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。

### (2) 産学連携

### 【評価の視点】

イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。

### (3) 地域交流等

### 【評価の視点】

沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。

#### 4. 広報、情報公開、その他法令遵守等

##### (1) 広報

###### 【評価の視点】

OISTの認知度の向上に向けて、その活動に関して適時、適切にわかりやすく正確な情報を提供しているか。

##### (2) 情報公開

###### 【評価の視点】

学園の経営内容に関する情報公開を徹底し、業務運営における透明性を確保できているか。

##### (3) その他法令遵守等

###### 【評価の視点】

公の法人として求められるその他の義務や責任を果たしているか。

#### 5. 財務

##### (1) 予算執行の有効性、効率性、適切性

###### 【評価の視点】

これまでの予算について、有効、効率的かつ適切な執行がなされているか。

##### (2) 自立的財政基盤の構築

###### 【評価の視点】

自立的な経営に向けて、競争的資金、企業からの研究資金、寄付金その他の自己収入の安定的な確保、財政基盤の強化が果たされているか。

# 沖縄科学技術大学院学園法 附則第 14 条に基づく検討に向けた OIST の取組等に関する評価の視点について体系イメージ

大項目	中項目	小項目	評価の視点	視点に含まれる主な取組等（例）	参考となる主な指標等（例）
1. 組織運営			経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体系を構築し、機能しているかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営にあたる人材の確保に係る取組</li> <li>・運営にあたる人材の確保・教育に係る取組</li> <li>・理事の選任、理事会の活動状況</li> <li>・評議員の選任、評議会の活動状況</li> <li>・監事の選任、活動状況</li> <li>・学長の選定等に係る取組</li> <li>・組織・運営体制の強化に係る取組（規模拡大等に伴う体制の変遷等）</li> <li>・毎年度の事業計画の策定、実績の報告</li> <li>・国との連携に係る取組（内閣府との定例協議会の開催等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営にあたる職員数</li> <li>・運営にあたる職員数</li> </ul>
2. 教育研究	(1) 教育	① 学生の獲得	国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の募集に係る取組</li> <li>・学生の選抜に係る取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博士課程への応募者・合格者・入学者（日本人および外国人）の数、定員に対する比率</li> <li>・入学者の水準（出身大学等）</li> </ul>
		② 学生の養成	学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育内容・カリキュラム（ラボローテーション等）</li> <li>・学生の修学の援助に係る取組</li> <li>・学生の進路選択の援助に係る取組</li> <li>・学生の心身健康に関する相談その他の援助に係る取組</li> <li>・教育研究活動に関する環境整備に係る取組（図書室や情報システム等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在校生の論文発表数、受賞実績</li> <li>・外部の奨学金等を獲得した学生数</li> <li>・博士課程の標準修了年限修了率</li> <li>・卒業後の進路</li> </ul>
	(1) 研究	① 研究実施体制	国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員・研究員の獲得に係る取組</li> <li>・教員・研究員の評価に係る取組（テニュア審査等）</li> <li>・教員・研究員の能力向上に係る取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員・研究者の応募者、オファー、採用者の数、募集枠に対する比率</li> <li>・採用した教員・研究者の水準（受賞実績等）</li> <li>・ユニット評価・テニュア審査の実施実績</li> </ul>
		② 研究の水準・成果等	世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動の評価に係る取組（ピアレビュー等）</li> <li>・研究活動の支援に係る取組</li> <li>・他の大学や研究機関との共同研究に係る取組</li> <li>・複数ユニットによる学際的な研究活動に係る取組</li> <li>・研究成果の発信、公表に係る取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究に関する受賞数</li> <li>・研究助成金の申請件数、採択件数及び金額</li> <li>・発表論文の数、トップ 10% 論文率、トップ 1% 論文率、国際共著率</li> <li>・研究に要した費用（PI・論文あたりの費用等）</li> <li>・他大学・研究機関との共同研究数</li> <li>・複数ユニットによる共同研究数</li> <li>・研究成果に関する記者公表及び記者会見数</li> </ul>
		③ 学術連携	世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学や研究機関との連携に係る取組</li> <li>・科学技術に関する研究会の開催に係る取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・研究機関との連携協定数</li> <li>・学会、シンポジウム等のイベント開催数、参加者数</li> <li>・OIST 研究施設の外部利用者数</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	評価の視点	視点に含まれる主な取組等（例）	参考となる主な指標等（例）
3. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献	(1) 教育研究		沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄の特性や資源に関係した研究活動に係る取組</li> <li>・沖縄県等から資金を得ている研究活動に係る取組</li> <li>・地域の企業と連携した研究活動に係る取組</li> <li>・沖縄におけるイノベーション促進に向けた、地域、国内、海外機関等との連携に係る取組 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県等から資金を得ている研究活動の数、獲得資金</li> <li>・地域の企業と連携した研究活動数 他</li> </ul>
	(2) 産学連携		イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーション・エコシステムの形成に向けた戦略・体制整備に係る取組</li> <li>・特許化促進・ライセンス契約の締結の促進に係る取組</li> <li>・研究成果（発明）の商業化支援に係る取組</li> <li>・企業からの共同研究・受託研究に係る取組</li> <li>・起業活動、スピンオフ企業の育成に係る取組 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産（発明の開示数、特許申請及び取得数等）</li> <li>・将来の連携を見込んだ企業との正式なコンタクト数</li> <li>・産業界との連携事業数（連携協定、共同研究契約、特許活用件数等）</li> <li>・OIST 発ベンチャー企業の数と実績 他</li> </ul>
	(3) 地域交流等		沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県内の大学や研究機関との学术交流に係る取組</li> <li>・訪問プログラム、出張授業等の教育啓発活動に係る取組</li> <li>・関係する沖縄の地方公共団体との連携に係る取組（沖縄科学技術大学院大学 発展促進県民会議の活動等） 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察や来訪者の数（オープン・キャンパスへの来訪者数を含む）</li> <li>・キャンパスを訪れた県内児童・生徒数</li> <li>・県内児童・生徒を対象とした講義やイベントの数</li> <li>・外部主催の国際会議及びワークショップの数、及びその参加者数</li> <li>・沖縄出身の教員、職員、学生の数 他</li> </ul>
4. 広報、情報公開、その他法令順守等	(1) 広報		OIST の認知度の向上に向けて、その活動に関して適時、適切にわかりやすく正確な情報を提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレスリリースや記者会見等の開催に係る取組</li> <li>・キャンパス見学、オープンキャンパスの開催に係る取組</li> <li>・一般向けのイベントの開催に係る取組（OIST フォーラム等）</li> <li>・ホームページの運営に係る取組</li> <li>・SNS 等を通じた情報発信に係る取組 他</li> </ul>	
	(2) 情報公開		学園の経営内容に関する情報公開を徹底し、業務運営における透明性を確保できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画や実績の公開に係る取組</li> <li>・財務情報の公開に係る取組</li> <li>・情報開示請求に係る取組 他</li> </ul>	
	(3) その他法令遵守等		公の法人として求められるその他の義務や責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理、危機管理に係る取組（職員の安全対策、BCP の作成等）</li> <li>・男女共同参画に係る取組 他</li> </ul>	
5. 財務	(1) 予算執行の有効性、効率性、適切性		これまでの予算について、有効、効率的かつ適切な執行がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算配分の優先付けに係る取組</li> <li>・予算の執行に係る取組</li> <li>・業務運営における効率化を図るための取組</li> <li>・不正の防止に係る取組</li> <li>・不適切な執行等への対応に係る取組 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・決算の実績</li> <li>・競争入札等による契約比率</li> <li>・PI や論文あたりの予算額 他</li> </ul>
	(2) 自立的財政基盤の構築		自立的な経営に向けて、競争的資金、企業からの研究資金、寄付金その他の自己収入の安定的な確保、財政基盤の強化が果たされているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立的財政基盤の構築に向けた戦略・体制整備に係る取組</li> <li>・競争的資金の拡大に係る取組</li> <li>・企業からの研究資金（共同研究・受託研究）の拡大に係る取組</li> <li>・寄付金の拡大に係る取組 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的資金の採択状況（申請件数、採択件数及び金額）</li> <li>・企業からの研究資金（共同研究・受託研究）の状況（件数及び収入額）</li> <li>・寄付金額（件数及び収入額） 他</li> </ul>

## 参考条文等（組織運営）

◎沖縄科学技術大学院大学学園法（抜粋）  
（平成二十一年七月十日法律第七十六号）

施行：平成二三年十一月一日  
最終改正：平成二六年四月二日法律第一五号

第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

第二章 沖縄科学技術大学院大学学園

（学園の目的）

**第二条** 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三十三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

（業務）

**第三条** 学園は、次に掲げる業務を行う。

- 一 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

**2** 学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならない。

（理事会の運営の特例）

**第五条** 学園は、私立学校法第三十六条第四項の規定にかかわらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる。この場合

において、学園に関する同条第三項の規定の適用については、同項中「理事長」とあるのは、「議長」とする。

(監事の職務の特例)

**第六条** 学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第四号の規定により、学園の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(役員等の選任の特例)

**第七条** 学園の理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

2 学園の理事には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。

- 一 科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者
- 二 沖縄の振興に関して優れた識見を有する者
- 三 大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるように」とあるのは、「その定数の過半数となるように」とする。

5 学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。

- 一 沖縄における経済又は社会の実情に精通している者
- 二 大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者

**第八条** 国は、予算の範囲内において、学園に対し、第三条第一項に規定する業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助することができる。

2 前項の規定により国が学園に対し補助する場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条までの規定の適用があるものとする。この場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、学園について、同法第十二条第一号の規定による報告の徴収若しくは質問若しくは検査、同条第二号の規定による命令又は同条第三号若しくは第四号の規定による勧告を行うことを求めることができる。

(事業計画)

**第九条** 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配慮されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。

(国及び関係する沖縄の地方公共団体との連携)

**第十三条** 学園は、沖縄科学技術大学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならない。

## ◎沖縄科学技術大学院大学学園 寄附行為（抜粋）

（理事）

### 第5条

1. 学園に10人以上20人以下の理事を置く。
2. 理事には、その選任の際現に学園の理事及び監事又は職員でない者がその定数の過半数となるようにしなければならない。
3. 第6条第2項第6号及び第7号に定める理事を除いた理事のうち1名を議長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。議長の職を解任するときも、同様とする。
4. 第6条第2項第6号及び第7号に定める理事を除いた理事のうち1名を副議長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。副議長の職を解任するときも、同様とする。
5. 理事のうち第6条第2項第6号の理事であるものを理事長とする。
6. 理事のうち第6条第2項第7号の理事であるものを副理事長とする。

（理事の選任）

### 第6条

1. 理事は、理事総数の過半数の議決により選任される。
2. 理事は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者のうちから理事会において選任した者3人以上7人以下
  - (2) 沖縄の振興に関して優れた識見を有する者のうちから理事会において選任した者1人以上3人以下
  - (3) 大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者のうちから理事会において選任した者2人以上4人以下
  - (4) 大学以外の組織の経営に関して高度な知識及び経験を有する者のうちから理事会において選任した者1人以上3人以下
  - (5) 評議員のうちから理事会において選任した者1人
  - (6) 学長1人
  - (7) シニアレベル・エグゼクティブ（上級幹部職）のうちから理事会において選任した者1人
3. 前項第5号、第6号及び第7号の理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事）

### 第7条 学園に2人以上3人以下の監事を置く。

(監事の選任)

## 第8条

1. 監事は、学園の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
2. 監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(理事及び監事の任期)

## 第9条

1. 理事及び監事（第6条第2項第6号及び第7号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ）の任期は、3年とする。
2. 理事及び監事は再任されることができる。
3. 理事及び監事が再任される場合において、当該理事及び監事がその最初の選任の際に学園の理事及び監事又は職員でなかったときの第5条第2項の規定の適用については、その再任の際現に学園の理事及び監事又は職員でない者とみなす。
4. 補欠の理事及び監事の任期は前任者の残任期間とする。
5. 理事及び監事は、任期満了の後でも、後任の理事及び監事が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(理事及び監事の補充)

**第10条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事及び監事の解任及び退任)

## 第11条

1. 理事及び監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 理事が理事会に正当な理由なく3回続けて欠席したとき。
  - (2) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (3) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (4) 職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (5) 理事及び監事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 理事及び監事は次の事由によって退任する。
  - (1) 任期の満了。
  - (2) 辞任。
  - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

## 第12条

1. 学園に理事をもって組織する理事会を置く。
2. 学園の活動及び業務の遂行と、全ての権限の行使は理事会の指揮の下行われる。

(理事長の職務)

### 第13条

1. 理事長は、学園の業務を総理し、この学園を代表する。
2. 理事長が長期に亘り職務遂行できないとき又は欠けたときは、理事会が理事の中から臨時理事長代理を任命できる。

(副理事長の職務)

### 第14条

1. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。理事長が長期に亘り職務遂行できないとき又は欠けたときは、前条第2項に従って、理事会が理事の中から臨時理事長代理を任命できる。
2. 副理事長に事故があるとき、又は副理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

### 第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 学園の業務を監査すること。
- (2) 学園の財産の状況を監査すること。
- (3) 学園の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、学園の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会、評議員会、文部科学大臣及び内閣総理大臣に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 学園の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会会合)

### 第16条

1. 理事会は、議長が招集する。
2. 議長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
3. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
4. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。
5. 議長が第2項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

6. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
7. 前項の場合において、電話会議システム、同時双方向のコミュニケーションを可能にする情報技術を使った会議参加システムにより参加した者は、出席者とみなす。
8. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。
9. 可否同数のときは、議長の決するところによる。
10. 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

**第17条** 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他学園の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

#### **第18条**

1. 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議長の責任において、議事録を作成しなければならない。
2. 前項の議事録を作成する際には、出席した理事の意見を踏まえなければならない。
3. 議事録には、議長及び出席した理事のうち互選された理事1人以上が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(評議員会)

#### **第19条**

1. 学園に、評議員会を置く。
2. 評議員会は、21人以上41人以下の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、理事長は各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
7. 第23条第1項第1号に定める評議員を除いた評議員のうち1名を評議員会の議長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。評議員会の議長の職を解任するときも、同様とする。
8. 第23条第1項第1号に定める評議員を除いた評議員のうち1名を評議員会の副議長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。評議員会の副議長の職を解任するときも、同様とする。